

| 基本理念                     | 将来像                    | 基本目標         | 施策番号 | 新施策               | 現状等※取扱注意   | 10年後の姿   | 施策の方向性  |
|--------------------------|------------------------|--------------|------|-------------------|--|--|---|
| ともに未来をひらき笑顔とみどりがあふれるまち清瀬 | 「安全・安心・快適な暮らしを暮らせる」きよせ | 住みよいまちづくりの推進 | 311  | 適切な土地利用の推進と住環境の整備 | <p>・都市計画道路などの整備には、用地買収が必要であるため時間や費用がかかる。</p> <p>・都市計画道路の計画線上には、すでに建物が建ち並んでいる。</p> <p>・移転補償や用地買収費用が必要。</p> <p>・市道について、道路整備計画に基づき、広域的な道路網の構築や、防災・防犯の安全面等から優先順位を定め、効率的効果的な整備を行う必要がある。</p> <p>・都において令和8年度から15年間の都市計画道路整備方針を策定中</p> <p>・市内の都市計画道路の計画総延長23.44km、令和3年3月末現在約33.4%の整備率</p> <p>・東3・4・16号中清戸線（Ⅰ期）用地買収率99%</p> <p>・東3・4・16号中清戸線（Ⅱ期）用地買収率100%</p> <p>・東3・4・17号下清戸線 用地買収率91%</p> <p>・東3・4・26号久米川駅清瀬線 用地買収率95%</p> <p>・木造住宅の耐震診断や改修等の助成や耐震相談会を実施している</p> <p>・耐震相談会 年1回実施 令和6年度6人</p> <p>・耐震診断助成 令和6年度2件</p> <p>・耐震改修等助成 令和6年度2件</p> | 清瀬駅や秋津駅などの駅周辺はにぎわいの中心となり、幹線道路には沿道空間の活用を促進し、魅力ある商業機能が集積されています。一方で、本市の特徴でもある農地を活かし、低層住宅地を中心に農地と住宅地が調和した良好な居住環境が保全されています。 | <p>①都市計画道路等の都市基盤の整備を推進します<br/>都市計画道路等の都市施設や都市機能の充実を図り、良質な都市基盤の整った豊かな生活ができるような都市づくりを目指します。</p> <p>②地域の特性を活かした土地利用を推進します<br/>都市計画道路整備の進捗状況にあわせて、沿道のまちづくりについて検討します。</p> <p>③住みやすく快適なまちづくりを目指します<br/>「清瀬市住環境の整備に関する条例」の活用を推進し、本市の特色である豊かなみどりを次世代に引き継いでいけるよう、保全し活用できる都市づくりを目指します。今後、想定される首都直下地震に備え住宅の耐震化を進めるなど、災害に強い都市づくりを目指します。</p>   |
|                          |                        |              | 312  | 道路ネットワークと交通環境の整備  | <p>・宅地開発に伴う道路の無償譲渡に伴い市の管理すべき市道の延長は増加傾向となっている。</p> <p>・令和3年度の市道の総延長は175,503m、面積は894,565㎡令和4年度については176,896㎡となっており、市が維持補修する道路は増加傾向となっている。</p> <p>・道路の維持補修にかかる経費も年々増加傾向となっている。</p> <p>・市の道路維持補修に係る経費として、道路維持補修事業があるが、令和4年度決算額については、63,856,840円、令和5年度決算額については、75,230,865円となっており、増加傾向となっている。</p> <p>・コミュニティバスの運行補助金が増加傾向となっている。</p> <p>・昨今の燃料費や人件費の向上に伴い、運行経費補助金が増加傾向となっている。</p> <p>・運送事業者は、恒常的な運転手不足が課題となっているので、持続可能な地域公共交通の運行について地域公共交通会議等により検討している。</p> <p>・少子高齢化や2024年問題に端を発する運転手不足が、持続可能な地域公共交通に影響を及ぼす可能性がある。</p>                     | 市民と市が協働することにより適切な都市基盤が形成されるとともに、各種公共交通機関の充実が図られることにより、市内外のアクセスが向上し、将来にわたり、誰もが住みやすく活気あふれるまちになっています。                     | <p>①市道の維持管理及び新設道路の整備を促進します<br/>市道の維持管理及び新設道路の築造による快適な交通環境を整備するために、各種計画に位置づけられた計画を適切に実施し、快適な交通環境の整備に努めます。</p> <p>②持続可能な地域公共交通を目指します<br/>コミュニティバス事業については、地域公共交通会議等を通じて地域公共交通に係る関係機関と連携することにより、持続可能な地域公共交通の運行を実現し、快適な交通環境の整備を目指します。<br/>「きよバス」は2024年問題等により、運転手不足の解消と人的資源を効率的に配置する観点から、新規路線や既存路線の延伸等は困難であり、運行本数の見直しや運休などの措置を取らざるを得ない可能性もあるが、今後もバス事業者と協議を重ねつつ、法律改正による制度改正などの社会情勢の変化に注視し、市民の方に安心して利用していただける運行に努めます。</p> |
|                          |                        |              | 313  | 汚水・雨水の処理          | <p>・令和6年度末現在、市では、約193kmの下水道管を管理しており、また、布設してから40年を超えた下水道管は約75kmあり、下水道管全体の約39%である。10年後には、法定耐用年数である50年を迎えるため、管路の改築・更新事業が求められている。</p> <p>・集中豪雨の頻発や台風の大型化など1時間に50ミリを超える豪雨の発生率が増加傾向にある。</p> <p>・近年の異常気象に伴い、道路冠水が頻発しており、雨水枝線整備や一時貯留施設等の設置を実施することが必要。</p> <p>・今後の急速な人口減少等に伴う下水道使用料収入の減少や下水道施設の老朽化に伴う改築更新事業の増大など、経営環境が厳しさを増す中において、将来にわたり住民生活に必要な下水道サービスを安定的に提供していくため、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが求められている。</p>  | 下水道施設の老朽化対策や地震対策、また、道路の浸水対策など、市民の安全を守り、安心で快適な生活を支える施策を着実に推進していくとともに、民間企業のノウハウや創意工夫を活用し、事務の効率化や経営環境の強化を進めています。          | <p>①下水道施設の老朽化対策・地震対策を推進します<br/>下水道管の点検・調査、その結果に基づく修繕・改築を実施し、ストックマネジメント事業を推進します。また、災害拠点病院等の下水管とマンホールの接続部をの可とう化し、地震対策を実施します。</p> <p>②浸水対策を強化します<br/>雨水枝線整備や一時貯留施設の設置を実施し、浸水対策の取り組みを強化します。</p> <p>③下水道事業の経営健全化を図ります<br/>民間企業と連携し、民間企業の創意工夫を活用することで、技術職員の不足や下水道施設の老朽化等、市の抱える課題を解決し、持続可能な下水道事業の運営を進めます。また、デジタル技術の活用や定期的な下水道使用料の見直しを図ります。</p>   |

| 基本理念                     | 将来像                      | 基本目標         | 施策番号 | 新施策                            | 現状等※取扱注意  | 10年後の姿   | 施策の方向性   |
|--------------------------|--------------------------|--------------|------|--------------------------------|---|--|--|
| ともに未来をひらき笑顔とみどりがあふれるまち清瀬 | 「安全・安心・快適な暮らしをこころから実現する」 | 環境にやさしい取組の推進 | 321  | 循環共生型社会の推進（ごみ減量化・再資源化・生活環境の保全） | <p>・市の事務事業における温室効果ガスの削減について、例年目標水準で削減傾向にあったが、令和5年度実績では目標値を下回る結果となっており、2050年のゼロカーボンシティの実現に向けた更なる取組が必要な状況。</p> <p>・市民や事業者が主体的に環境配慮行動を行えるよう意識醸成の促進が必要。</p> <p>・国や都などから情報収集を行い、新たな公害や環境物質等への対応と市民への周知を迅速に行える様に備えることが必要。</p> <p>・コロナ禍において在宅勤務の増加や、外出自粛により影響等のライフスタイルの変化により、排出量が増加するも、令和3年度以降総じて排出量が減少傾向となっているが、引き続き、ごみの分別・資源化を進めることが必要。</p> <p>・生ごみ処理機器設置補助金により、市民の可燃ごみの減量の取組を支援しているが、令和5年に実施した世論調査では、ごみの減量対策として市が特に重点をおいて進めるべきもので、「生ごみのたい肥化など、自家処理を促進する」項目が前回調査から一番ポイントが上がっており、さらなる支援が求められている。</p> <p>・多様化する生活スタイルの中、市民ひとりひとりの持続可能な社会への理解は十分ではない。</p> <p>・ごみの適切な処理やリサイクルに対する知識や情報が市民に十分に届いていない。</p>       | <p>市のみならず、市民や事業者も含めたゼロカーボンに向けた意識が共有化され、各主体において再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの推進などの取り組みが行われています。</p> <p>また、環境に配慮した生活や事業活動が行われることで、公害の低減や各種環境基準値の厳守が実施されており、誰もが安心して快適に過ごせる生活環境となっています。</p> <p>ごみの発生・排出が極力抑制され、リサイクル・リユースの取り組みが進み、持続可能な資源循環型社会が構築されています。</p> | <p>①再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化を促進します<br/>公共施設への再生可能エネルギーの活用推進のため、再生可能エネルギー由来のエネルギーの導入や、太陽光発電機器等の設置を進めます。加えて、市民や事業者の再生可能エネルギー等の利用を促進するための支援を行います。</p> <p>②環境に関する取組の情報発信を実施します<br/>広く市民や事業者等が環境に触れることができるよう、環境に関する取り組みを発表できるイベントを実施します。また、子供やその保護者に対し環境に関する学習会を実施し、市民の環境配慮に対する意識を深めます。</p> <p>③ごみの減量や資源化を推進します<br/>市報やSNSでの周知に加え、出前講座やごみ分別アプリ・ごみ分別マニュアルを活用し、分別に対する意識の向上や資源化の重要性を市民に対し伝え、更なるごみの減量及び資源化を目指します。</p> |
|                          |                          |              | 322  | 自然と調和したまちの整備                   | <p>・公園を快適に、緑地を安全に保全するには適切な維持管理が必要となり、人員・財源確保が課題となる。</p> <p>【公園数】<br/>平成28年度：106公園⇒令和6年度：144公園</p> <p>【市民一人当たりの公園面積】<br/>平成28年度：3.11㎡⇒令和6年度：3.67㎡（目標は5.0㎡）</p> <p>【市民による公園の自主管理の取り組み数】<br/>平成28年度：0公園⇒令和6年度：2公園</p> <p>【身近にある公園は憩いの空間になっていると思う人の割合】<br/>平成29年度：38.8%⇒令和2年度：38.2%⇒令和5年度：31.4%</p> <p>【市が保全する緑の面積】<br/>平成28年度：5.2ha⇒令和6年度末：7.1ha</p> <p>【身近な水辺や緑に親しみを感じると思う人の割合】<br/>平成29年度：72.2%⇒令和2年度：71.3%⇒令和5年度：67.8%</p> <p>【公園における除草に関する苦情数】<br/>平成28年度：31件⇒令和5年度：112件<br/>※公園数増加による苦情数の増加</p> <p>・地域のコミュニティの拠点として親しまれるよう、市民の手による公園づくりをしていく必要がある。</p> <p>・【公園内行為許可申請】<br/>平成28年度：77件⇒令和6年度：79件</p> | <p>市民のニーズに対応した特色ある公園が整備され、多くの市民が快適に利用しています。また、雑木林、崖線などの緑地や豊かな自然環境が適切に保全されています。</p>   | <p>①公園・緑地を適切に維持管理します<br/>公園や緑地は、市民の身近な憩いの場であり、健康増進やレクリエーション、防災、環境保全といった多面的な機能を持つ公共空間であることから、子どもから高齢者まで安全安心かつ快適に利用できるよう、公園・緑地の適切な維持管理に努めるとともに、持続可能な公園・緑地の運営に努めます。</p> <p>②市民協働による公園・緑地の活用を行います<br/>公園や緑地は地域住民の交流を深め、地域のつながりを育むコミュニティの拠点としての役割を担っています。地域コミュニティの活性化や多様な世代や立場の方々が集う場所として公園や緑地が親しまれるよう、市民や市民団体等が行う活用に資する取り組みについて支援を行います。</p>  |

| 基本理念                                      | 将来像                            | 基本目標                | 施策番号       | 新施策                  | 現状等※取扱注意  | 10年後の姿  | 施策の方向性   |
|---|--------------------------------|---------------------|------------|----------------------|---|---|--|
| <p>ともに未来をひらき<br/>笑顔とみどりがあふれるまち<br/>清瀬</p> | <p>「安全・安心・快適な暮らしを<br/>「きよせ</p> | <p>安全・安心な暮らしの実現</p> | <p>331</p> | <p>防災・防犯体制の充実・強化</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の生活環境改善が求められる中、限られた環境等の中でも避難所運営の向上に対する取組が求められている。</li> <li>・自然災害の頻発や規模の拡大に伴い、避難者の増大する可能性がある。</li> <li>・市民の高齢化等による、避難行動要支援者が増加する可能性がある。</li> </ul>  | <p>公助の役割を担う行政において強い防災・防犯体制が十分に構築されているとともに、消防や関係機関との連携体制の強化や、市民・事業者など各主体にも高い防災・防犯意識を醸成することで、自助・共助・公助が整っています。</p> | <p>①安心・安全に過ごせる避難所運営の事前準備体制を整備します<br/>女性や要配慮者等が避難所生活で直面する問題点を解決するため、プライベートスペースの確保やバリアフリー化に必要な備蓄品を整備します。<br/>避難所生活では様々な精神的不安や身体的不調などによるストレスが想定されるため、安心して相談できるサポート体制を構築します。また、ホームページ等を活用し、市民に対して在宅避難を積極的に推進します。</p> |
|   |                                |                     |            |                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化や人口減少により、消防団員の確保が難しくなる中でも、自然災害の頻発や規模の拡大に対する備えが求められている。</li> <li>・消防団活動の高度化・専門化に対する負担が増加している。</li> <li>・少子高齢化による防災の担い手世代の確保の困難化が進んでいる。</li> </ul> |   | <p>②消防団機能の充実・強化を図ります<br/>大規模災害等に備え、清瀬消防署と連携し、実戦的な訓練を実施します。併せて、災害実態や清瀬市の特性に合わせた装備の充実を図ります。<br/>加えて、消防団機能の強化や団員のモチベーション維持のため、消防団活動の意義や社会的価値をPRし、家族や地域の理解を得られるように取り組みます。</p>  |
|   |                                |                     |            |                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪件数の増加、体感治安の低下について、市民への周知等、被害にあわない・あわせない対策が必要。</li> <li>・市内の全刑法犯の発生件数が増加している。</li> <li>・市内の特殊詐欺被害額が増加している。</li> </ul>                                |   | <p>③防犯対策事業の充実に取り組みます<br/>犯罪を未然に防止するため、青色回転灯装備車による広報回数を充実させます。また、警察等各種関係機関と連携し、市内のパトロールを強化します。<br/>特殊詐欺について、市民に対する注意喚起を促すとともに、特殊詐欺被害防止サポーター養成講座を実施することで、市民間でも注意喚起を行える体制づくりに取り組みます。</p>                            |